

国保連合会だより



NO. 30-歯-2
平成31年 2月18日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5535
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

1 70歳以上の外来レセプトにおける「特記事項」欄記載について

別添、厚生労働省保険局医療課から、平成30年11月28日付の事務連絡で「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再々周知）により、本会では「特記事項」欄等が未記載で請求された場合の取扱いについて、平成31年2月請求分までは一律に返戻することなく柔軟に対応しておりますが、平成31年3月請求分より「特記事項」欄は必ず記載が必要となります。

つきましては、別紙「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正に伴うレセプト記載例を参考に、「特記事項」欄への記載をお願いいたします。

別紙 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正に伴うレセプト記載例
 <70歳以上の外来レセプトにおける特記事項欄と「本人・家族」欄の記載>
 <2019年1月現在>

※ **限度額適用認定証の提示がなかった場合**は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26区ア」、2割又は1割の場合は「29区エ」となります。

① 3割	所得区分	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td></td> <td>公受①</td> <td></td> </tr> </table>					公費①		公受①		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">0高外7</td> </tr> <tr> <td>保 険 者 番 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				0高外7	保 険 者 番 号			
公費①		公受①																	
			0高外7																
保 険 者 番 号																			
現役並みⅢ	※限度額適用認定証の提示がなかった場合		特記事項 26区ア																

② 3割	所得区分	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td></td> <td>公受①</td> <td></td> </tr> </table>					公費①		公受①		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">0高外7</td> </tr> <tr> <td>保 険 者 番 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				0高外7	保 険 者 番 号			
公費①		公受①																	
			0高外7																
保 険 者 番 号																			
現役並みⅡ			特記事項 27区イ																

③ 3割	所得区分	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td></td> <td>公受①</td> <td></td> </tr> </table>					公費①		公受①		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">0高外7</td> </tr> <tr> <td>保 険 者 番 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				0高外7	保 険 者 番 号			
公費①		公受①																	
			0高外7																
保 険 者 番 号																			
現役並みⅠ			特記事項 28区ウ																

④ 2割・1割	所得区分	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td></td> <td>公受①</td> <td></td> </tr> </table>					公費①		公受①		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">8高外一</td> </tr> <tr> <td>保 険 者 番 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				8高外一	保 険 者 番 号			
公費①		公受①																	
			8高外一																
保 険 者 番 号																			
一般	※限度額適用認定証の提示がなかった場合		特記事項 29区エ																

⑤ 2割・1割	所得区分	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td></td> <td>公受①</td> <td></td> </tr> </table>					公費①		公受①		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">8高外一</td> </tr> <tr> <td>保 険 者 番 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				8高外一	保 険 者 番 号			
公費①		公受①																	
			8高外一																
保 険 者 番 号																			
低所得Ⅱ・Ⅰ			特記事項 30区オ																
※高額療養費が現物給付された場合に限り、レセプト下段の摘要欄に「低所得Ⅱ又は低所得Ⅰ」の記載をしてください。																			

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 28 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(再々周知)

標記については、平成 30 年 8 月 1 日からの高額療養費制度の見直しに伴い、原則 70 歳以上の患者について、診療報酬明細書等の「特記事項」欄等における略号等の記載を必要とされたことから、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成 30 年 7 月 13 日保医発 0713 第 1 号）及び「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再周知）」（平成 30 年 8 月 17 日付け医療課事務連絡）により、その取扱いについて周知して参りました。

今般、保険医療機関等における上記への対応状況等を踏まえ、「特記事項」欄等が未記載で請求された場合の取扱いについて、平成 31 年 2 月請求分までは一律に返戻することなく柔軟に対応するよう審査支払機関に連絡いたしましたので、その取扱いについて下記のとおり改めて周知いたします。

別添団体各位におかれましては、引き続き周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、70 歳以上の高額療養費制度の見直しの内容については、厚生労働省ホームページ『高額療養費制度を利用される皆さまへ』

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html) にポスター、リーフレット等を掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

記

- ・ 70 歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26 区ア
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27 区イ
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28 区ウ
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29 区エ
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30 区オ

※ 特定医療費受給者、特定疾患医療受給者及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者の取扱いについては、通知によること。

- ・ 限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、保険医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26 区ア」、2割又は1割の場合は「29 区エ」と記載すること。

なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。

- ・ 診療報酬請求書等の電子請求の対応が間に合わない等の原因により、「特記事項」欄等が未記載で請求した場合については、平成31年2月請求分までは、一律に返戻することなく柔軟に対応するよう審査支払機関等に連絡済であること。（別紙参照）